熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和７年３月２１日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２３条第１項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　支援法人の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊谷市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

２　申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

⑴　定款

⑵　登記事項証明書

⑶　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

⑷　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

⑸　申請年度の前事業年度における事業内容の分かる事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

⑹　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

⑺　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動（以下「空家活用等の活動」という。）の実績を記載した書面

⑻　法第２４条各号に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関する計画書

⑼　市税等の滞納がないことを証する書類

⑽　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の受付）

第３条　前条の指定の申請は、本市又は既に指定を受けた者が支援業務の実施が困難となった場合において受け付けることとし、その受付期間及び公表方法については、市長が別に定めるものとする。

（指定の基準等）

第４条　市長は、申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、法第２３条第１項の規定により、当該申請者を支援法人として指定することができる。

⑴　前条の受付期間中に申請があった者であること。

⑵　空家活用等の活動を目的としていること。

⑶　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は空家活用等の活動を行うことを目的とする会社であること。

⑷　第９条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から３年を経過しない者でないこと。

⑸　熊谷市内に事務所又は営業所を有し、市内で空家活用等の活動を行っていること。

⑹　支援法人として行おうとする業務の方法が、支援業務として適切なものであること。

⑺　支援業務を適正に遂行するために必要な人員の配置その他必要な措置を講じていること。

⑻　支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

⑼　業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

⑽　支援業務について、関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等とすでに連携して活動を行っていること又は今後十分な連携を図ることができると認められること。

⑾　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するために必要な措置を講じていること。

⑿　熊谷市暴力団排除条例（平成２５年熊谷市条例第２８号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

⒀　役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア　未成年者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

エ　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ　熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条第２号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）若しくは同条例第３条第２項に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）又は暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者と不適切な関係を有する者

２　市長は、支援法人の指定の可否を決定したときは、熊谷市空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第２号）又は熊谷市空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

３　第１項の指定の有効期間は、当該指定の日の属する年度から起算して３年度を限度とする。

（名称等の変更）

第５条　支援法人は、法第２３条第３項の規定による変更を行おうとするときは、あらかじめ熊谷市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　支援法人は、前項の変更を行ったときには、速やかに第２条第２項に規定する書類のうち変更のあったものを市長に提出するものとする。

３　支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ熊谷市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第６条　支援法人は、支援業務を廃止したときは、直ちに熊谷市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第６号）を市長に提出するものと

する。

２　市長は、前項の規定による業務廃止の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第７条　支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

２　支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の支援事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第８条　市長は、法第２５条第２項の規定により、支援法人が支援業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該支援法人に対し、当該支援業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第９条　市長は、法第２５条第３項の規定により、支援法人が同条第２項の規定による命令に違反したとき、第４条第１項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、指定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、熊谷市空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第７号）により当該支援法人に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年５月８日市民部長決裁）

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和８年９月３日市民部長決裁）

この要綱は、令和８年９月３日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人指定申請書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　　名　　宛

（申請者）法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２３条第１項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

１　定款
２　登記事項証明書
３　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
４　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
５　申請年度の前事業年度における事業内容の分かる事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
６　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
７　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動の実績を記載した書面
８　法第２４条各号に規定する業務に関する計画書
９　市税等の滞納がないことを証する書類
10　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人指定通知書

文書記号第　　号

年　　月　　日

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名　　様

熊谷市長　氏　　名

年　　月　　日付けの空家等管理活用支援法人の指定の申請について、審査の結果、次のとおり指定することとしたので、熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第４条第２項の規定により通知します。

記

１　法人の名称又は商号

２　法人の住所

３　事務所又は営業所の所在地

４　業務内容

５　指定の期間

６　指定に当たっての要件その他の事項

様式第３号（第４条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人不指定通知書

文書記号第　　号
年　　月　　日

法人の住所
法人の名称又は商号
代表者氏名　　様

熊谷市長　氏　　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった空家等管理活用支援法人の指定について、審査の結果、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２３条第１項の規定による空家等管理活用支援法人として指定しないこととしたので、熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第４条第２項の規定により通知します。

１　不指定の理由

様式第４号（第５条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　　名　　宛

（申請者）法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法第２３条第３項の規定により届け出ます。

指　定　年　月　日	年　　月　　日　　文書記号第　　号	
変更予定年月日	年　　月　　日	
変　更　す　る　事　項	□　法人の名称又は商号　　□　住所　　□　事務所又は営業所の所在地	
変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	
変　更　の　理　由		

※　上記内容の変更手続が完了した場合は、速やかに熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第２条第２項に掲げる書類のうち、変更のあったものを提出すること。

様式第５号（第５条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人業務変更届出書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　　名　　宛

（申請者）法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第５条第３項の規定により届け出ます。

指　定　年　月　日	年　　月　　日　　文書記号第　　号	
変更予定年月日	年　　月　　日	
変　更　す　る　事　項	□　代表者の氏名　　□　支援業務　　□　その他	
変　更　の　内　容	変更前	
	変更後	
変　更　の　理　由		

添付書類

⑴　当該業務の内容に係る事業計画書及び収支予算書

⑵　支援業務に関する計画書

⑶　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第６号（第６条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

年　　月　　日

熊谷市長　氏　　名　　宛

（申請者）法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第６条第１項の規定により届け出ます。

指　定　年　月　日	年　　月　　日　　文書記号第　　号
廃　止　年　月　日	年　　月　　日
廃　止　の　理　由	

様式第７号（第９条関係）

熊谷市空家等管理活用支援法人指定取消書

文書記号第　　号

年　　月　　日

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名　　様

熊谷市長　氏　　名

熊谷市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第９条の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定年月日	年　　月　　日　　文書記号第　　号
指定取消年月日	年　　月　　日
指定取消の理由	

（注）　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊谷市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、熊谷市を被告として（熊谷市長が被告の代表者になります。）、さいたま地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。